# 防災工事等の推進に関する基本的な方針

長野県

令和6年3月末時点

## 1 防災重点農業用ため池の概要

#### (1) 所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は 地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落	個人	不明	合計	備考
(割合)	( 41% )	( 5% )	(4%)	( 12% )	( 34% )	(4%)	( 100% )	
箇所数	282	32	29	82	236	27	688	

#### (2) 管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は 地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落	個人	不明	合計	備考
(割合)	( 12% )	( 15% )	( 32% )	( 21% )	( 19% )	( 0% )	( 100% )	
箇所数	85	101	222	146	134	0	688	

※ 国:行政財産として所有するものに限る。

※ 地方公共団体:法定外公共物であって、市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

### 2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

ア		内容	箇所数	備考
		劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたも の	117	
1		劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要である と判断されたもの	224	
	1	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	20	
	2	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	152	
	3	廃止工事が完了したもの(指定解除手続が未了のものに限る)	9	
	4	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	43	
ウ		劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	349	
	1	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災 工事は不要であると判断されたもの	253	
	2	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災 工事が必要であると判断されたもの	39	
	3	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工 事は不要であると判断されたもの	56	
	4	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工 事が必要であると判断されたもの	1	
I		地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	0	
	1	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	2	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
オ		劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	0	
	1	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	0	
	2	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	0	
カ		現に農業用水の貯水池として利用なし	0	
	1	今後廃止工事を行うもの	0	
	2	廃止工事が完了したもの(指定解除手続が未了のものに限る)	0	
合	·計		690	_